

大津町地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「大津町地域公共交通計画策定調査業務委託」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するための手続きについて、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大津町地域公共交通計画策定調査業務委託
- (2) 実施主体 大津町地域公共交通会議
- (3) 履行場所 熊本県菊池郡大津町地内
- (4) 業務内容 別紙「大津町地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (5) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (6) 契約上限額 13,651,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記契約上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。なお、上記契約上限額を超える提案は受け付けない。

3. 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、大津町及び大津町地域公共交通会議関係者で構成する大津町地域公共交通計画策定調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の受託候補者を選定する。

4. 参加資格

(1) 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ② 法人格を有していること。
- ③ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が不健全でないこと。
- ④ 参加申し込み日において、行政庁・自治体から指名停止を受けていないこと。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- ⑦ 大津町暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第16号）に規定する暴力団等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- ⑧ 九州内に本社、支社又は営業所等の事業所を有するなど、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- ⑨ 過去5年間（令和2年4月から令和7年3月末まで）において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設置した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定調査業務（公共交通に関するアンケート調査等を含む）をいずれも元請として受託し、完了した実績を有していること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。

(2) 技術者に対する要件

技術士（建設部門：「都市計画」及び「地方計画」又は「道路」）の資格を有する管理技術者を配置すること。

(3) 参加資格の喪失

本プロポーザルの参加事業者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

5. プロポーザル実施スケジュール

手続等	期間・期日等	留意事項等
実施要領の公表 (公募開始)	令和7年7月15日(火)	大津町ホームページに公開する
質問書受付期限	令和7年7月22日(火) 正午	6. 質問書の受付及び回答のとおり
質問書に対する回答期限	令和7年7月25日(金)	6. 質問書の受付及び回答のとおり
参加意思表明書提出期限	令和7年8月1日(金)	7. 参加意思表明書のとおり
企画提案書の提出期限	令和7年8月8日(金)	8. 企画提案方法のとおり
見積書の提出期限		
プレゼンテーション	令和7年8月22日(金)	予め、開催時間等は書面により通知する
審査結果通知	令和7年8月25日(月)	書面により通知。併せて、大津町ホームページに結果を公開する
契約締結	令和7年9月上旬	

(注) この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更することがある。

6. 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年7月15日(火) から令和7年7月22日(火) 正午まで

(2) 提出先

メールアドレス seisaku@town.ozu.kumamoto.jp

(3) 提出方法

質問書(様式1)に記入のうえ、電子メールにより提出するとともに、必ず末尾連絡先へ電話での連絡を入れること。メールの件名は、「大津町地域公共交通計画策定調査業務委託に関する質問」とすること。なお、電子メール以外での電話等での質問は受け付けない。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から質問書の回答期限までに、大津町ホームページにおいて掲載することとし、質問者への個別の回答メールは送付しない。質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7. 参加意思表明書

(1) 提出期間

令和7年7月15日（火）から令和7年8月1日（金）まで

※各日午前8時30分から午後5時15分（ただし土、日曜日、休日は除く。）

(2) 提出先

末尾連絡先

(3) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和7年8月1日（金）必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、発送時に末尾連絡先に電話にて連絡すること。

(4) 提出書類

① 参加意思表明書（様式2）

② 誓約書（様式3）

③ 提案者概要（任意様式）※会社パンフレットでも可

④ 法人の履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本）

⑤ 印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）

⑥ 直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

⑦ 国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本）

⑧ 都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本）

※ただし、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱（平成15年要綱第20号）第5条に規定する令和7年度・8年度入札参加者名簿に登録された者は、④、⑤、⑦、⑧に掲げる書類の提出を省略することができる。

(5) 提出部数

各1部

8. 企画提案方法

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）から令和7年8月8日（金）まで

※各日午前8時30分から午後5時15分（ただし土、日曜日、休日は除く。）

(2) 提出先

末尾連絡先

(3) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和7年8月8日（金）必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、発送時に末尾連絡先に電話にて連絡すること。

(4) 提出書類

下記①～⑧の書類のうち、②、③については正本1部、副本7部、その他は正本1部を提出すること。（⑧以外は紙媒体にて提出すること）。

① 企画提案提出書（様式4）

② 企画提案書（任意様式）

※会社名、ロゴマーク等の作成者が誰であるか分かる表示はしないこと。

③ 業務工程表（任意様式）

※履行期限である令和8年3月31日までの工程を分かりやすく示すこと。

④ 業務実施体制調書（様式5）

⑤ 類似業務実績調書（様式6）

⑥ 見積書（任意様式）

⑦ 見積内訳書（任意様式）

※⑥及び⑦については、消費税及び地方消費税を含む額とすること。また、代表者印押印のうえ、1つの封筒に封入・封印すること。

⑧ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

（５）企画提案書の作成について

別紙仕様書をもとに、下記①～⑦の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について、企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、契約上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

① 基本的な考え方（コンセプト）

② 進行管理計画（スケジュール）

③ 業務の実施方針、取り組み体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するにあたって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

④ 大津町における交通に関する現状の問題点、課題について

⑤ 大津町の交通に関する特性を踏まえ、輸送人員や費用対効果も含め、まちづくりと一体となって取り組むべき交通施策の方針について

⑥ アンケート調査等の住民等からの意見聴取方法に関する事項（いかに効率的・効果的に住民及び利用者、公共交通関係者からの意見等を集約し、計画に反映させるか。）

⑦ その他独自の提案事項

※上記①～⑥については、企画提案書において項目を分けて記載すること。

（６）記載要領及び留意事項について

① 企画提案書は、A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、図、画、表等の場合にはA4版・横型・横書きでも構わない。A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズとして作成すること（作成済のパンフレット等は除く）。また、提出書類は、添付ファイルも含めページ番号を付し、整理すること。

② 企画提案書に記載する文字は日本語、文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。

③ 文章を補完するためイラスト、イメージ図を使用してよい。

④ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。

（７）その他留意事項

① 提案できる企画は参加事業者あたり1つとする。

② 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

③ 町は、提出された企画提案書等は、受託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

9. 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

（１）提出期限

令和7年8月8日（金）まで

※各日午前8時30分から午後5時15分（ただし土、日曜日、休日は除く。）

（２）提出先

末尾連絡先

（３）提出方法

郵送又は持参

※郵便の場合は、令和7年8月8日（金）必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、発送時に末尾連絡先に電話にて連絡すること。

10. 書類審査

参加事業者が4者を超えるときは、提出のあった企画提案書等により書類審査を行い、プレゼンテーションを行う上位4者を選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかに全ての参加事業者へ結果を電子メールにより通知する。なお、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。参加事業者が4者以内の場合、書類審査はプレゼンテーションと併せて実施する。また、書類審査の結果が同点となり、点数上位の参加事業者が5者以上となる場合は、プレゼンテーションを5者以上で行う場合もある。

11. 選定方法

審査及び選定は、別紙「評価基準表」に基づき実施する。

(1) プレゼンテーション

- ・企画提案書等の内容やプレゼンテーションでの説明、選定委員からの質問に対する回答等について「評価基準表」に基づき評価（採点）する。
- ・プレゼンテーションの順番は参加意思表明書の受付順に実施する。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書の記載順に説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションでは社名を名乗らないこと。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑の時間を15分以内とする。
- ・プレゼンテーション及び質問への回答は、担当予定者が回答すること。ただし、同席者が担当者の回答後に捕捉説明することは差し支えない。
※担当予定者とは、業務を受託した場合の担当窓口となり業務の進行管理を行う責任者とする。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明すること。
- ・プレゼンテーションに必要な機材のうち65インチモニター及びモニターに接続するケーブル（HDMI形式）は事務局で用意する。その他の必要機材（パソコン等）は、全て参加事業者で準備し、セッティングを行い実施するものとする。

(2) 選定方法等

- ・受託候補者の選定は、選定委員会が行う。
- ・受託候補者については、プレゼンテーション参加事業者の中から、書類審査及びプレゼンテーションの合計点により決定する。
- ・採点結果が、最高得点となった者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。
- ・採点結果が同点の場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。
- ・審査の結果は、決定後速やかに書面で通知するとともに、町のホームページに公開する。

(3) その他

合計点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は選定の対象としない。また、本プロポーザルの参加事業者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点を満たした場合は受託候補者として選定する。

12. 無効となる参加意思表明書、企画提案書

参加意思表明書、企画提案書が次に掲げる事項に該当する場合には無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 虚偽の内容が記載されているもの。

13. 失格となる参加事業者

参加事業者が次に掲げる事項に該当する場合には失格とする。

- (1) 参加事業者の資格要件を満たさない場合。
- (2) 参加事業者が、本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- (3) 本プロポーザル関係書類を複数案提出した場合。
- (4) プレゼンテーション時に追加資料等を提出した場合（町から追加資料の提出の指示があった場合を除く）。
- (5) その他選定委員会が不適格と認める場合。

14. 委託契約

(1) 契約の締結協議

優先交渉権者と、契約締結に向けた協議により仕様書を調整し業務内容を決定、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

なお、大津町地域公共交通会議と受託候補者の協議が不調に終わった場合には、選定において採点結果が高かった者から順に契約に向けた協議を行うこととする。

(2) 業務委託料

業務委託料は、13,651,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限としているが、大津町地域公共交通会議と協議、調整を行ったうえ、大津町地域公共交通会議の定める方法により算出した予定価格を上限として、随意契約により業務委託料に決定する。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、大津町財務規則第69条の規定に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、大津町財務規則第69条各号の規定に該当する場合は、保証金の全部又は一部の納付を免除する。

15. その他

- (1) 契約締結の協議において、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 本要領に示した書類のほか、大津町地域公共交通会議が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、最優秀提案者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (6) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (7) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (8) 本プロポーザルにおける提出書類等は、大津町情報公開条例（平成15年条例第29号）の規定により、第三者より開示請求があった場合においては開示するものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りでない。
- (9) 本業務の全部又は主たる部分の業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 書面又は電子メール等の通信事故については、大津町地域公共交通会議はいかなる責任も負わない。

16. 連絡先

大津町地域公共交通会議

(大津町役場 総務部 総合政策課 総合政策係内)

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地

TEL 096-293-3118

FAX 096-293-4836

メールアドレス seisaku@town.ozu.kumamoto.jp